

災害時における要援護高齢者等の受入れに関する協定（概要）

1 目的

相模原市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、避難所（市内小中学校）での生活の継続が困難な高齢者等の受入れについて、あらかじめ民間高齢者福祉施設と協定を締結し、相模原市地域防災計画に基づく福祉避難所として位置づけることにより、災害時要援護者の支援に資することを目的とする。

2 協定の相手方

相模原市高齢者福祉施設協議会

3 基本的な考え方

（1）受入れ対象者

避難所での生活の継続が困難で、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者（要介護3以上を目安とする）及びその介護者等（以下「要援護高齢者等」という。）

（2）受入れ施設

イ 介護度が重い者（要介護4・5を目安とする）

特別養護老人ホーム（30施設）

ロ 上記以外の者（要介護3を目安とする）

デイサービスセンター（26施設）

（3）受入れ期間

福祉避難所として受入れの準備が整った施設から開設（災害発生から3日を目指して開設）し、市からの要請に基づき受入れを行う。受入れ期間は30日程度を目安とするが、必要最小限度の期間とし、受け入れた者の退所後は本来業務の早期再開に努めるものとする。

（4）要援護高齢者等の搬送

要援護高齢者等を避難所から施設へ搬送する場合は、原則として市が対応するが、受入れ施設側も搬送手段の確保等支援に努めるものとする。

（5）物資の供給及び人材の派遣

市は、要援護高齢者等を受け入れた施設に対し、施設からの要請に基づき、食料及び飲料水等物資の供給並びにボランティア等人材の派遣を行う。

（6）費用負担

特別養護老人ホームにおいて、介護保険法の規定による短期入所生活介護により受け入れた者に係る経費のうち、利用者負担分については市が負担する。短期入所生活介護によらないで受け入れた者に係る経費は、「相模原市高齢者緊急一

時入所事業」の介護保険非該当者の入所に係る規定により算定し、全額市が負担する。

デイサービスセンターで受け入れた者に係る経費は、「相模原市高齢者緊急一時入所事業」の介護保険非該当者の入所に係る規定により算定し、全額市が負担する。

【受入れに係るイメージ図】

